

金融機関

中小企業者

保証協会

伴走支援型 特別保証のご案内



イメージキャラクター
びよこ・ひばり先輩

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の皆様が資金調達を行う際に、金融機関との対話を通じて策定する**経営行動計画書**に基づき、金融機関が継続的な**伴走支援**を行うことで、**早期の経営改善**を図るための保証制度です！
茨城県パワーアップ融資(県パワー4:県制度要項上の要件7号に該当)との併用も可能です。

経営者保証免除対応が可能です！

以下の①および②を満たす場合、
**信用保証料の上乗せにより、
経営者保証を不要とすることができます。**

- ①令和2年1月29日時点における直前の決算から現時点(経営者保証免除対応確認書記入日)における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
- ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていないこと

国から信用保証料の補助が受けられます！

	経営安定関連保証 4号、5号を利用した場合	一般保証(普通保険・無担保保険) を利用した場合
経営者保証 免除なし	年0.85%	年0.45%~1.90%
経営者保証 免除あり	年1.05%	年0.65%~2.10%

国からの補助により…

お客様の 実質負担	年0.20%	年0.20% ~1.15%
--------------	--------	------------------

詳しくは裏面をご参照ください

あなたのチャレンジを応援します！
—企業とともに未来へ—

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証課 審査第1グループ ☎029-224-7826
◆保証課 審査第2グループ ☎029-224-7812

土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆保証課 審査第1グループ ☎029-826-7812
◆保証課 審査第2グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
◆経営支援課 事業再生グループ ☎029-224-7813
◆経営支援課 経営改善グループ ☎029-224-7858
◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852
◆創業支援課 ☎029-224-7865

制度名		伴走支援型特別保証	
保証限度額	1億円		
申込人 資格要件	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者の方		
	経営安定関連保証4号	経営安定関連保証5号	一般保証(普通保険・無担保保険)
	(1) 経営安定関連保証4号の認定を受けていること	(2) 経営安定関連保証5号の認定を受けていること	(3) 次の①又は②iからviのいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ②i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
対象資金	経営の安定に必要な事業資金 ※新型コロナウイルス感染症の発生に起因する経営安定関連保証4号については、資金使途が借換資金に限定されます。		事業資金
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内(据置期間5年以内)		
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合、法人代表者の連帯保証人は不要。		
担保	必要に応じて徴求		
貸付利率	金融機関所定		
信用保証料率(実質負担)	年0.20%		年0.20%～1.15%
責任共有制度	対象外	対象	
添付資料	経営安定関連保証4号の認定書	経営安定関連保証5号の認定書	①売上高減少要件確認書 ②i～iii: 売上高総利益率減少要件確認書 iv～vi: 売上高営業利益率減少要件確認書
	<ul style="list-style-type: none"> 経営行動計画書(以下の内容を満たすものまたは含むもの) <ul style="list-style-type: none"> ①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする ②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画 経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合) 		
取扱期限	令和6年6月28日保証申込受付分まで		
借換	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、責任共有対象の既存保証を責任共有対象外の保証で借換えることはできません。 ただし、本制度においては、例外的に以下の取扱いをすることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ①「新型コロナにかかる危機指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)に信用保証協会が保証申込を受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号の既存保証(責任共有対象)」について、同額以下の場合に限り、申込人資格要件(1)により責任共有対象外で借換えることが可能です。 ②責任共有対象外の既存保証について、同額以下の場合に限り、申込人資格要件(2)または(3)により責任共有対象外で借換えることが可能です。 		

市町村長の認定書

経営安定関連保証4号

<認定要件(業歴1年1か月以上の場合)>
※①かつ②に該当することが必要

- ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること
- ②原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること

経営安定関連保証5号

<認定要件(業歴1年1か月以上の場合)>
※①または②に該当することが必要

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと

茨城県パワーアップ融資(県パワー4:県制度要項上の要件7号に該当)で、茨城県信用保証協会の保証付借入全般(県農業ビジネス保証を除く)の借換が可能です!
茨城県パワーアップ融資の詳細については、当協会ホームページをご確認ください。

